備考

一　投票送信用紙は片面印刷の方法により調製しなければならない。

二　投票送信用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

三　投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。

四　不正行為を防止することができる方法で投票送信用紙を印刷することができると認められる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

五　指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票送信用紙の必要事項記載部分の「１．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。

六　投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。